

生活保護のしおり



青梅市公式キャラクター
ゆめうめちゃん

このしおりは、生活保護制度のしくみや申請の手続きについて説明している冊子です。わからないことや相談のある方は、遠慮なく福祉事務所を訪ねてください。

生活保護の申請は国民の権利です。
生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、
ためらわずにご相談ください。

青梅市福祉事務所
令和7年3月改定

生活保護制度とは

私たちは、病気、けが、失業、家族との離別などさまざまな事情で収入や資産がなくなり自身の力だけではどうしても生活できなくなってしまうことがあります。

このような場合に、生活保護法に基づき、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送れるよう支援する制度です。

目次

第1章－生活保護を受けるまでの流れ.....	1
1 相談.....	1
2 申請.....	1
3 調査・審査.....	2
4 決定.....	3
第2章－生活保護制度.....	4
1 保護の種類.....	4
2 保護費の支給日・方法、算定方法.....	5
3 その他の扶助・援助等.....	6
4 生活保護受給者の権利と義務、注意事項.....	7
5 申告と届け出.....	8

6	医療機関にかかるとき	10
7	介護サービスを利用するとき	13
8	指導・指示	13
9	保護費の返還・徴収が求められるとき	14
10	保護が受けられなくなる（生活保護が廃止になる）とき	14
11	担当ケースワーカー	15
12	健康管理支援員・高齢者支援員・資産調査員・就労支援員	15
13	民生委員	15
第3章 電子申請・申告（LOGOフォーム）		16
1	利用できる手続き（令和7年1月現在）	16
2	利用方法	16
第4章 その他		17
1	市ホームページ	17
2	用語説明	17
3	参考資料等	18



第1章－生活保護を受けるまでの流れ

○相談～保護決定までの流れ

相談	お困りの状況などを福祉事務所に相談してください。
申請	相談のうえ、生活保護の申請を希望する方は、申請書類を提出してください。
調査・審査	生活状況や収入・資産状況等を調査します。調査結果を踏まえ、生活保護の受給が可能かどうかを審査します。
決定	審査の結果、生活保護を受給できるかどうかをお知らせします。生活保護の受給が決定すると、保護費の支給や支援が始まります。

1 相談

生活に困っている、生活保護を受けたいと思ったら、下記相談先に相談してください。

相談では、相談員が相談者の抱えている困りごとや生活状況を伺います。病気などで福祉事務所に来所できない場合は、家族の方からの相談も受けることができるほか、自宅や病院等を訪問してお話を伺うこともできます。お話を伺ったうえで、生活保護を受けた方が良いのか、他の制度の利用により生活保護を受けなくても自立して生活していけるかなど、相談者にとって最も良い選択肢を一緒に考え、アドバイスします。そのうえで生活保護を希望するときは申請してください。

なお、相談前の時点で生活保護の申請を希望している場合は、円滑に手続きを進めるためにも、「2 申請」内の「身分、収入や資産を確認できるもの（主な例）」に記載の書類等を予めご用意ください。

相談先	地域福祉課地域支援係（青梅市役所1階16番窓口） ・電話番号：0428-22-1111【内線2178・2179】
-----	---

2 申請

申請をするには、原則として、本人または扶養義務者・その他の同居の親族が申請書類を記入し福祉事務所に提出してください。（法第7条）

申請にあたっては、P2「身分、収入や資産を確認できるもの（主な例）」に記載の

書類等を提出してください。申請時に不足している場合、後日提出を求めることもありますので、その際にご協力ください。

○身分、収入や資産を確認できるもの（主な例）

身分証	免許証、マイナンバーカード、在留カード
収入状況を確認できるもの	給与明細、年金証書、年金改定通知
資産状況を確認できるもの	現金、預金通帳
住まいの状況を確認できるもの	賃貸借契約書、土地・家屋の登記簿
医療保険、介護保険の情報を確認できるもの	国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、介護保険証、各保険料の決定通知
各種手帳	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳

3 調査・審査

(1) 調査

申請を受けて、生活保護が必要かどうか、必要な場合には保護費がいくら必要なのかをさまざまな側面から調査します。



訪問調査	申請者の自宅や入院・入所先施設等を訪問し、居住の実態、生活歴、健康状態や家族の状況などについて調査します。
資産調査	申請時に受理した書類等により、預貯金等の資産に関する調査をします。預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属など売却や活用が可能な資産がある場合には、資産を売却して最低生活費に充てていただくこともあります。
扶養調査	親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務者からの援助を受けることができるかどうかを調査します。DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合、親族への照会を見合わせる場合もあります。
他制度の活用	生活保護以外に年金、児童扶養手当、傷病手当、雇用保険（失業等給付）など他の法律や制度で活用できるものがあれば活用して頂きます。
能力の活用	働くことができる方は、その能力や状況に応じて働く必要があります。ただし、病気・障害等の理由で働けない方は、医師の意見等を参考にして、それらの解決を優先します。

(2) 審査

さまざまな調査をした後、生活保護の受給が可能かどうかを審査します。

生活保護は、世帯の人数や年齢、家賃額等をもとに国が定めた基準により計算した月ごとの「最低生活費」と給与や年金・手当・仕送り等の世帯全体の「収入」を比較して、不足する生活費等を補う制度です。

また、原則として、個人単位ではなく世帯単位で適用するため、一緒に生活している人を一つの世帯として、その世帯の「最低生活費」と「収入」を比較して、保護の要否判定（必要かどうかの判定）を行います。

○要否判定のイメージ図



4 決定

原則として、保護申請のあった日から14日以内（調査に時間を要した場合等には最長で30日以内）に保護開始または却下の決定をします。

要否判定の結果、保護要（保護開始）となった場合、保護申請日に遡及して生活保護法を適用します。保護開始の決定がされると、保護決定通知書の交付とともに保護費を支給します。（申請却下の場合は却下通知書を交付）

また、生活保護の受給が決定すると、あなたの世帯を担当するケースワーカー（以下、担当ケースワーカー）が生活保護を受給している方の相談を受けたり、届け出や申請を受けたりするなどしてあなたの世帯を支援していくこととなります。

詳細については、P15「11 担当ケースワーカー」を参照してください。

第2章－生活保護制度

1 保護の種類

生活保護による援助を「扶助」といいます。扶助には次の8種類があり、国の定めた基準により、みなさんの生活の必要に応じて受けることができます。

生活扶助 <small>医療機関へ入院、介護施設に入所した場合等、生活状況の変動に応じて生活基準(扶助額)が変わります。</small>	居宅の場合 <small>アパート、持ち家等で生活していること</small>	基準生活費 （食べ物、衣服、電気代やガス代など日常生活に必要な費用）
	医療機関に入院中の場合	入院患者日用品費 （入院中の日用品の購入、レンタル衣服・タオル代等）
	介護施設に入所中の場合	介護施設入所者基本生活費 （入所中の日用品の購入費用等）
住宅扶助	家賃、間代、地代などの費用（共益費、管理費は除く）	
教育扶助	義務教育に必要な学用品、教材代、給食費、学級費等の費用	
医療扶助	病気やケガを治療するための費用	
介護扶助	介護等を受けるためにかかる費用	
出産扶助	出産にかかる費用	
生業扶助	高等学校等の就学費用、仕事を身につけるための費用	
葬祭扶助	葬式を行うための費用	



○加算（生活扶助）

それぞれ要件に該当する場合、生活扶助に一定の金額を加算して支給します。

冬季加算	冬季（11月～3月※東京都内の場合）の光熱費等の増加に対応するため支給
妊産婦加算	妊婦および産婦に支給
母子加算	児童を養育するひとり親等に支給
児童養育加算	児童を養育している方に支給
介護保険料加算	介護保険料の支払方法が普通徴収である方に支給
介護施設入所者加算	介護施設入所者基本生活費の支給を受けている方に支給
障害者加算	一定の障害のある方に支給
在宅患者加算	結核患者等の在宅患者で療養に専念している方に支給
放射線障害加算	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により認定を受けた方で負傷、疾病の状態にある方等に支給

2 保護費の支給日・方法、算定方法



(1) 定例保護費の支給日・方法

支給日	原則として毎月5日 ※5日が土・日曜日、祝日の場合は直前の開庁日です。	
方法	生活 扶助	①口座振込、②窓口支給（窓口での現金支給）、③現金書留 ①…支給日に指定口座に振り込みます。【原則】 ②…支給日以降に印鑑（朱肉使用）を持参し福祉事務所に来所。 ③…施設入所者等、特別な事情がある場合に限ります。
	住宅 扶助	生活扶助と同じ方法で支給するほか、福祉事務所から支払先に直接家賃を振り込む方法（代理納付）をとる場合もあります。
通知	保護が決定すると、保護決定通知書を送付します。以降は、保護の内容が変更になる場合のみ送付します。	

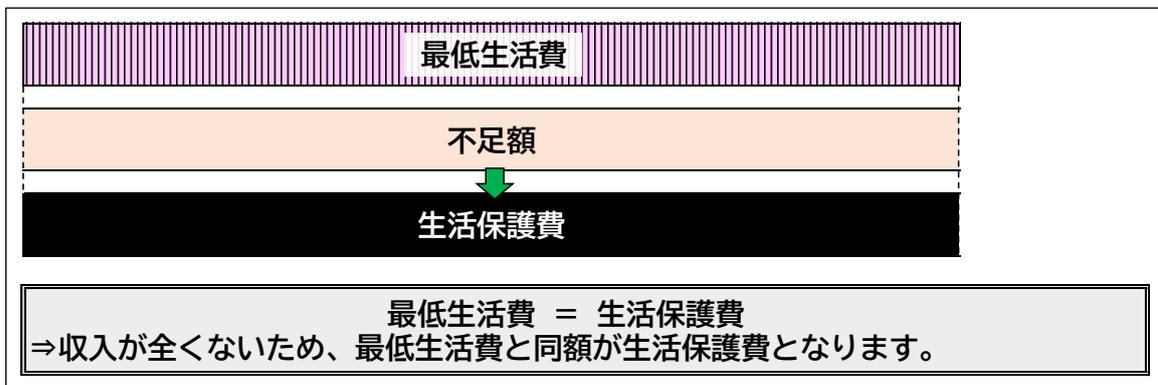
(2) 算定方法

「最低生活費」から「世帯全体の収入」を減じて算定した不足額分を生活保護費として支給します。「最低生活費」は世帯ごとに異なるとともに生活状況等に合わせ変動すること、また、「収入」についても就労状況、年金の改定等に応じて変動することから、常に一定の金額とは限りません。

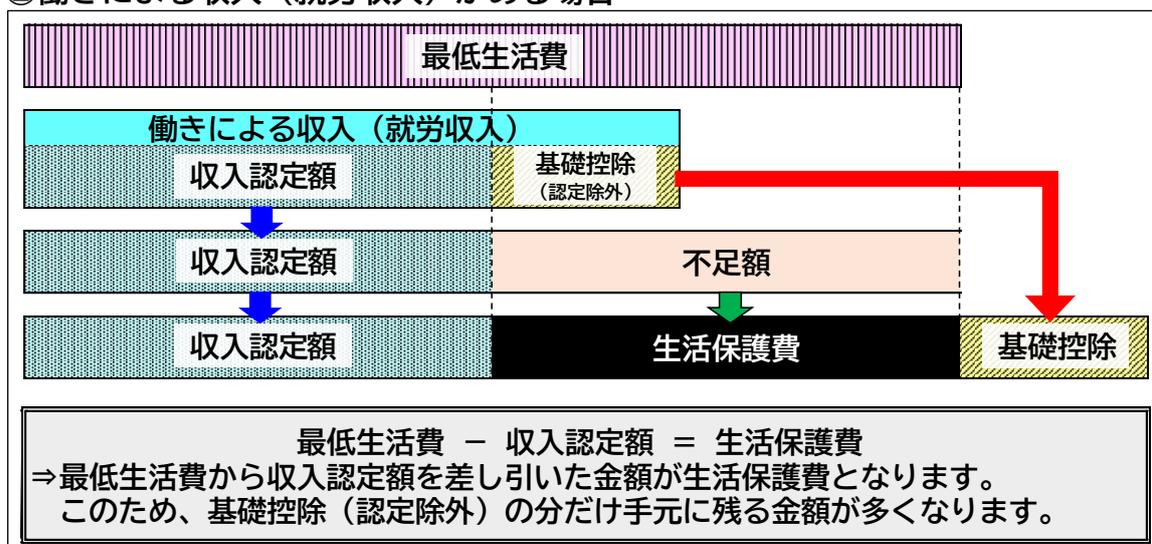
最低生活費	世帯の人数や年齢・家賃等をもとに国が決めた基準により算出した1か月ごとの生活費、住宅費（家賃）等の合計金額
世帯全体の収入	世帯全員の給与や年金、手当、仕送り等の収入の合計金額

○収入の有無による定例保護費の算定イメージ

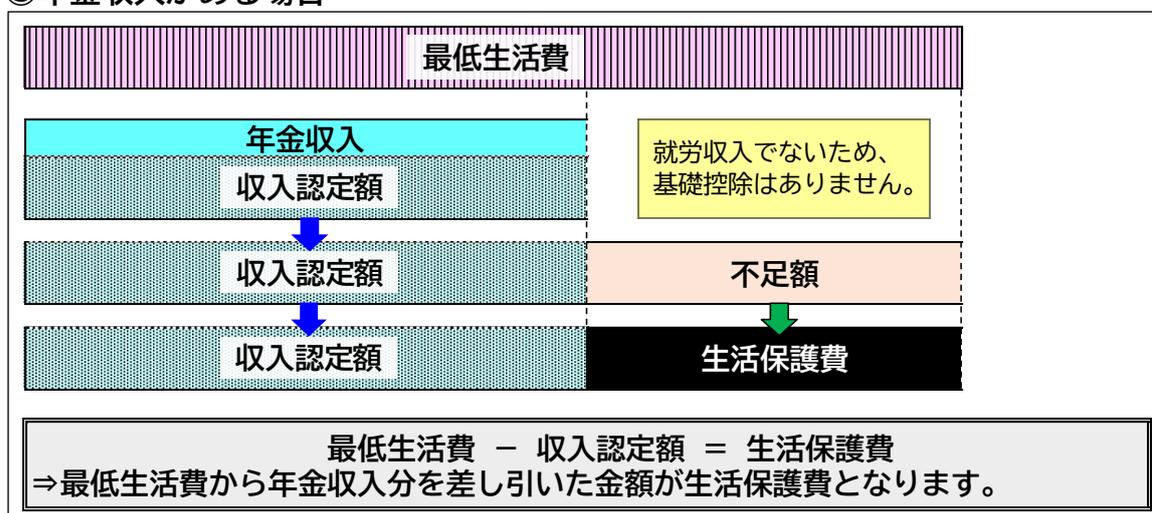
①収入が全くない場合



②働きによる収入（就労収入）がある場合



③年金収入がある場合



3 その他の扶助・援助等

(1) 一時扶助費

毎月支給する保護費のほか、必要に応じて臨時的に支給できるものがあります。

支給できるものは主に次のとおりです。（その他に支給できるものもあります）

住宅更新料等、おむつ代、通院移送費（通院のための交通費）、通学交通費、学習支援費（学生の部活動費用）、期末一時扶助

- ◆事前相談なく購入や支払等を済ませた場合、支給できないこともあります。
- ◆支給要件があるほか、見積書や領収書等が必要となる場合もあります。
- ◆見積書や領収書等が用意できたら、速やかに提出・申請してください。
- ◆支給日・方法については、申請日・支給する内容等によって異なります。

(2) 就労自立給付金

安定した職業に就いたことなどにより、保護廃止となった方に支給できる場合があります。

(3) 進学・就職準備給付金

生活保護受給世帯の子どもが大学や専修学校等へ進学した方や、高校卒業後に就職し保護廃止となった方に支給できる場合があります。

(4) 自立促進事業

福祉事務所長が必要と認めた場合、就労支援（スーツ代等）、社会参加活動支援（高齢者のボランティア保険料等）、地域生活移行支援（転居時のカギ交換費等）、健康増進支援（健康管理機器購入費用等）、次世代育成支援（学習塾の受講費等）を受けることができます。それぞれ支給要件があるほか、所定の手続きが必要です。

(5) その他（各種費用の減免・割引等）

「市・都民税、固定資産税・都市計画税の減免」「国民年金保険料の免除」「上下水道料金の減免」「NHK放送受信料の免除」「ごみ処理手数料の減免（ごみ袋無料引換券の交付）」「都営交通無料乗車券の交付」「JR通勤定期乗車券の割引」等を受けることができます。適用を受ける場合には、それぞれ所定の手続きが必要です。

4 生活保護受給者の権利と義務、注意事項

(1) 権利

- ◆正当な理由がなければ、決定された保護の内容を不利益に変更されることはありません。(法第56条)
- ◆保護として受けた金品には、税金はかかりません。(法第57条)
- ◆保護として受けた金品、保護を受ける権利は差し押さえられることはありません。(法第58条)
- ◆保護を受ける権利は他人に譲り渡すことはできません。(法第59条)
- ◆保護の決定に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。(法第64条～第69条)

(2) 義務

ア 生活上の義務（法第60条）

計画的な暮らしをし、生活の維持・向上のため以下のことに努めてください。

- ◆働ける人は、能力に応じて働き、生活の向上に努めてください。
- ◆病気などで働けない人は、医師の指示に従い、治療に専念してください。

イ 届出の義務（法第61条）

収入、支出その他生計の状況や世帯の構成など状況が変わったときは、必ず届け出てください。以下は主な例です。

- ◆働きによる収入（給与、賞与、内職、アルバイト収入等）があった場合
- ◆働きによらない収入（年金、生命保険の給付金、仕送り等）があった場合
- ◆世帯状況の変化（就職、転入出、入退院、出生、死亡等）があった場合

ウ 指示等に従う義務（法第62条）

保護の目的を達成するために、担当ケースワーカーが必要な指示や指導をすることがありますので、指示や指導には従ってください。

(3) 注意事項

- ◆暴力団員は、生活保護を受けることはできません。
- ◆原則として、車やオートバイの保有や使用はできません。



5 申告と届け出

保護費を正確に決定するため、定期的な収入申告のほか、資産や生活の状況に変化がある（あった）場合にも、速やかな申告・届け出が必要です。

(1) 資産申告

あなたやご家族の手持ち金・預貯金等の資産について、有無や多少にかかわらず、少なくとも年1回の申告が必要です。新たに口座を開設したり、生命保険に加入したり、資産（預貯金・生命保険・自動車・土地・家屋・貴金属・有価証券等）を解約や処分、売却するなどして、資産の状況に変化があった場合は、速やかに申告してください。

(2) 収入・無収入申告

あなたやご家族の毎月の収入について速やかに申告してください。給与、賞与、退職金、年金、恩給、仕送り、保険金、還付金、慰謝料、傷病手当金、雇用保険の給付金、アルバイト代（未成年者を含む）、ネットオークション・フリーマーケットによる売上金、親族・知人からの仕送りなど、手元のお金が増えるものは全て収入として申告が必要です。

なお、収入がない場合も定期的に無収入の申告が必要です。

○収入申告にあたっての注意事項

- ◆借入金（知人・親族からの借金、キャッシング等）や、現金と同様に使用できる商品券、電子マネー、ポイント（商品を購入した際に付くポイント等を除く）も、収入として申告が必要です。
- ◆高校生等がアルバイトをして収入を得た場合も、必ず申告が必要です。高校生のアルバイト代については、未成年者控除や必要経費等が控除されます。さらに、修学旅行費や学習塾の費用、クラブ活動費の不足分、早期に生活保護から自立するための経費等についても、控除できる場合があります。
- ◆事前に自立の計画を福祉事務所が認めているなど一定の要件を満たせば、就労に役立つ技能（運転免許等）を取得するための経費や、専修学校・大学等の就学費用（入学金等）を収入認定除外とすることができます。

あなたからの収入申告額が正確かどうか調査を行います

福祉事務所では、あなたやご家族が提出した収入申告の内容と課税台帳（※）に記載された収入額が一致しているか、毎年調査をしています。

一致しなかった場合には、不正受給とみなされることがあります。生活保護の廃止後も生活保護を受けていた期間の調査を行います。

課税台帳とは？

給与や年金等の収入の情報が記載されているもので、給与等の支払主は、源泉徴収票と同じ情報を自治体に報告しなければなりません。



(3) 異動届

あなたやご家族の生活状況が変わる（変わった）ときは、届け出が必要です。

届け出が遅れると、保護費への反映ができない場合もありますので、以下のような場合は速やかに報告してください。

- ◆仕事を始める、辞める、勤務条件が変わるとき
- ◆新たに病院にかかる、受診しなくなる、入院・退院するとき
- ◆住所や家賃が変わるとき ◆出国（海外渡航）、帰国するとき
- ◆出生・死亡・妊娠・転入・転出等により、世帯人数が変わるとき
- ◆入学・休学・退学・卒業・転校するとき
- ◆交通事故や災害にあったとき ◆帰省等で長期間留守にするとき
- ◆身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳や療育手帳等を取得・喪失・更新するとき
- ◆各種年金（老齢年金・障害年金、年金生活者支援給付金、企業年金等）の受給資格を取得・喪失するとき
- ◆健康保険（社会保険）に加入・喪失するとき
- ◆自立支援医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証を取得・喪失・更新するとき

6 医療機関にかかるとき

生活保護を受けている方は、国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入することができないため、福祉事務所が発行する医療券が必要です。

医療機関等にかかるときは、事前に担当ケースワーカーに連絡し、医療券の発券を受けたうえで、受診してください。



(1) 医療券とは

生活保護を受給している方が医療機関（病院、薬局等）を受診する際に、医療機関が対象者の資格（生活保護の受給状況）を確認するために福祉事務所が発行するものです。医療券は、月ごと、医療機関ごとに発行が必要なため、翌月以降も継続して通院する場合には、再度連絡したうえで医療券の発行を受ける必要があります。

(2) 受診できる医療機関

生活保護を受けている方が受診できる医療機関は、原則としてあなたの居住地の近くにある指定医療機関（生活保護法で指定される病院や診療所等）に限られ、あなたの希望を伺ったうえで、福祉事務所が通院先医療機関を決定します。

治療の都合等で通院先を変更したい場合は事前に担当ケースワーカーに相談してください。

(3) 医療費

医療券を使って病院にかかった時は、医療費が請求されることはありません。ただし、入院時の洗濯代、衣服・タオルのリース代などについては全額自己負担となります。



(4) 受診方法（通院の場合）

福祉事務所に連絡	担当ケースワーカーに、どんな症状で、どこの医療機関を受診したいのかを伝え、通院の許可・医療券の発券を受けてください。 ※医療券は医療機関ごと、月ごとに発行が必要です。 <u>翌月分の医療券は毎月25日以降</u> になると発行できるようになります。
医療券の受け取り	発券された医療券を福祉事務所に受け取りに来てください。
受診	受け取った医療券を必ず持参し、受診してください。 医療券を持たずに受診しようとした場合、受給状況（生活保護を受けているかどうか）を確認できないため、医療費が全額自己負担となったり、受診を断られる場合もあります。
報告	今後も継続して通院する必要があるのか、通院によって病気が治ったのかを担当ケースワーカーに報告してください。

(5) 入院・退院するとき

傷病等により医療機関に入院・退院するときは、事前に担当ケースワーカーに報告してください。また、急病等により入院した場合、転院・退院が決まった場合も必ず福祉事務所に報告してください。

(6) 注意事項

ア 社会保険（就労先の会社等で加入する健康保険）に加入・脱退した場合

社会保険に加入している方が医療機関を受診した場合、医療費の自己負担（3割）分が生活保護（医療扶助）から、残りの7割が社会保険から支払われます。

社会保険に加入している場合は、資格の確認ができるもの（資格確認書等）を事前に担当ケースワーカーに提示・報告をしたうえで医療券の発券を受けてください。また、社会保険に新たに加入したり、脱退した時も必ず報告してください。

イ マイナンバーカードで医療機関を受診する場合

マイナンバーカードで医療機関を受診する（マイナンバーカードを医療券として利用する）場合は、必ず事前に担当ケースワーカーに連絡してください。

ウ 交通事故・仕事中のケガ等により医療機関を受診する場合

交通事故・仕事中のケガ等により医療機関を受診する場合は、事前に担当ケースワーカーに報告・相談してください。

エ 重複受診はやめましょう

同じ症状で複数の医療機関を受診するとそのたびに初診料が発生するほか、同様の検査・処置・投薬が何度も行われると身体に負担がかかります。事情等があるって通院先を変更したい場合は、事前に担当ケースワーカーに相談してください。

オ ジェネリック医薬品（後発医薬品）の処方が原則です

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同等の品質・効き目・安全性があると国が認めた医薬品で、一般的に低価格で提供されます。医師等が必要であると認めた場合を除き、ジェネリック医薬品の処方が原則となりますのでご注意ください。

カ 指定医療機関以外の受診は控えてください

緊急時を除いて指定医療機関以外の医療機関（非指定医療機関）を受診した場合、医療費が全額自己負担となることがあります。

キ 自立支援医療・更生医療を活用してください

生活保護制度は他法・他施策が優先です。自立支援医療制度等が活用できる場合は、そちらを優先して活用してください。また、生活保護を受ける前から自立支援医療を受けている方は、障がい者福祉課での変更手続きが必要です。

詳細については、障がい者福祉課（市役所1階11番窓口）でご確認ください。

ク はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師の施術を受ける場合

事前に福祉事務所に相談してください。医師が必要と認めた場合に限り、施術を受けることができます。なお、福祉事務所に相談なく施術を受けた場合、費用は全額自己負担となりますのでご注意ください。

7 介護サービスを利用するとき

65歳以上の高齢者で介護が必要な方および40歳以上65歳未満で特定の病気（特定疾病）で介護が必要な方は、介護サービスを利用することができます。

利用するには、介護保険課で介護認定の申請を行い、要介護認定を受けることが条件です。

介護サービスの費用は介護保険と生活保護（介護扶助）で負担します。

詳細については、介護保険課（市役所1階10A番窓口）に相談してください。

8 指導・指示

あなたが「4 生活保護受給者の権利と義務、注意事項」、「5 申告と届け出」について守ることができず、あなたの最低生活の保障や自立のために必要と判断したときは、**法第27条**に基づく指導・指示を行うことがあります。

指導や指示に従わないときは、所定の手続きを経て、保護の変更・停止・廃止を行うことがあります。**(法第62条)**

○指導・指示の主な例

- ◆働く能力（稼働能力）があるにもかかわらず働かない場合
- ◆通院が必要であるにもかかわらず通院をしない場合
- ◆収入があったのに申告をしなかった場合
- ◆保有を容認（許可）されていない資産（自動車、バイク、貴金属等の高価なもの）の処分に応じなかった場合

9 保護費の返還・徴収が求められるとき

収入が増加した時、世帯員が減少した時、保有していた資産（不動産・自動車等）を売却した時、各種年金や手当等を遡って受け取った時などに、本来支給を必要としなかった保護費を受け取っていた（保護費が払い過ぎになってしまった）場合には、返還しなければなりません。（法第63条）

故意・過失を問わず申告すべき内容を申告しなかった（未申告）場合、偽りの申請や申告・その他不正な手段で保護を受けたときは「不正受給」となり、その間に受けた保護費（医療費や介護費を含む）を徴収するほか、悪質な場合には徴収金額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を上乗せし徴収することもあります。（法第78条）

また、悪質な場合には警察に刑事告訴することもあり、有罪となった場合には、法第85条および刑法の規定により罰せられることもあります。

10 保護が受けられなくなる（生活保護が廃止になる）とき

次のような場合、保護が受けられなくなることがあります。（法第26・28・62条）

- ◆収入が、生活保護で定める最低生活費を上回るようになったとき
- ◆生活保護を受給している方が亡くなったとき
- ◆生活保護を受給している方が大学・専修学校に進学したとき
- ◆生活実態がないとき、長期間連絡がつかないなど行方がわからなくなったとき
- ◆必要な指導または指示を行ったにもかかわらず、それを守らなかったとき。
- ◆保護の決定または実施のために必要な立ち入り調査を、正当な理由なく拒んだり、妨げたりしたとき。
- ◆保護の決定または実施のため必要であり、福祉事務所が指定する医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないとき。



1 1 担当ケースワーカー

生活保護を受給している方の相談を受けたり、届け出や申請を受けたりするなどしてあなたの世帯を支援するのが、担当ケースワーカー（地区担当員）です。

担当ケースワーカーは、定期的な家庭訪問等により生活の様子や健康状態等について聞き取り、あなたの世帯状況に沿った支援方針を立てて支援していきます。生活の維持向上や、自分の力で生活できるようになるには、どうすればいいのか一緒になって考えます。困っていることや、わからないことがあれば遠慮なく相談してください。

なお、収入・資産状況や健康状態などを把握するため、必要に応じて聞き取り調査・立ち入り調査を実施することもありますので、その際は正直に教えてください。

○注意事項

- ◆担当ケースワーカーは、あなたの世帯以外にも多くの世帯の方の相談を受けたり、家庭訪問等を行っています。また、他のケースワーカーでは各世帯の個別具体的な状況については回答できないので、個別具体的な相談のため来所する際は、なるべく事前に連絡し、約束したうえで来所するようにしてください。
- ◆担当ケースワーカーは、福祉事務所の都合で予告なく不定期に変更となる場合があります。

1 2 健康管理支援員・高齢者支援員・資産調査員・就労支援員

福祉事務所には、健康管理を支援する健康管理支援員、高齢者等の支援にあたる高齢者支援員、年金の受給手続きなど資力の活用について支援を行う資産調査員がそれぞれ配置されていて、ケースワーカーと協力して皆さんの支援にあたっています。

また、就労支援員は福祉事務所、ハローワーク青梅等と連携して、皆さんが求職活動をする際の支援を行っています。

1 3 民生委員

各地区にいる民生委員は、地域住民の身近な相談相手として健康や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の困難等、さまざまな相談に乗ってくれます。詳細については、地域福祉課庶務係（市役所3階）にお問合せください。

第3章 電子申請・申告（LOGOフォーム）

生活保護の一部申請・申告手続きが、お手持ちのパソコン・スマートフォン等から行えるようになりました。手続きには、電子申請システム「LOGOフォーム」を使用し、オンライン上で行います。使用に伴う通信料等は利用者の負担です。

1 利用できる手続き（令和7年1月現在）

収入申告	毎月の就労や年金の受給開始に伴う収入等について、申告することができます。
一時扶助の申請	住宅更新料…アパート等の更新料、保険料、保証料など 通学交通費…学校等への通学にかかる交通費（定期代）など 通院移送費…通院した際の交通費（電車、バス代等）など 学習支援費…課外（クラブ）活動を行うための費用など おむつ代…病院等で使用しているおむつ代
就労状況報告	就労開始時に、勤務先、労働条件等を報告することができます。
年金改定額の報告	日本年金機構等から届く「各種年金（国民年金、厚生年金、障害年金、遺族年金等）の年金額改定通知書」「年金生活者支援給付金支給金額（改定）通知書」等の内容について報告できます。
資産申告	毎年12月の資産申告と収入申告（年度末時点で16歳から65歳の稼働年齢層の方）を同時に行うフォームです。 必要に応じて、資産を確認できる書類（通帳の写し等）を添付してください。
資料提出	福祉事務所からの依頼に基づき、資料を提出するフォームです。

※利用できる手続きについては、随時拡充しているため、最新の内容については、市ホームページで確認してください。

2 利用方法

下記QRコード（またはURL）より、市ホームページにアクセスしてください。

ページタイトル：【生活保護受給者の方へ】一部の手続きがスマートフォン等で行えるようになりました

<https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/28/72160.html>



第4章 その他



1 市ホームページ

生活保護

生活保護の申請は国民の権利です。

生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

生活保護制度とは

私たちは病気、けが、失業、家族との離別、などさまざまな事情で収入や資産がなくなり自身の力だけではどうしても生活できなくなってしまうことがあります。

生活保護制度は、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障すると

市ホームページでは、この「保護のしおり」に掲載している内容のほか、生活保護決定通知に同封している「福祉事務所だより」等のPDFを始めとする最新の情報を掲載していますので、参考としてください。下記、URLまたはQRコードよりアクセスできます。

ページタイトル：生活保護

<https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/28/58.html>



2 用語説明

最低生活費	世帯の人数や年齢、家賃等をもとに国が決めた基準により算出した1か月ごとの生活費、住宅費（家賃）等の合計金額です。
収入	給与、賞与、退職金、年金、恩給、仕送り、保険金、還付金、慰謝料、傷病手当金、雇用保険の給付金、アルバイト代（未成年者を含む）、ネットオークション・フリーマーケットによる売上金、親族・知人からの仕送りなど、手元のお金が増えるものは全て収入となります。なお、給与収入（働いて得た収入）がある方は、その収入から基礎控除や必要経費を控除できるため、手元に残るお金が多くなります。また、収入として取り扱わないものもあります。

控除	<p>給与等の収入を得る際に発生する経費で、例えば、社会保険料、所得税、通勤交通費などの実費のことです。通常、収入があった場合は全額を収入認定（収入分だけ生活保護費が少なくなる）しますが、給与収入（働いて得た収入）の場合は、上記に記載した経費分の控除や基礎控除（収入総額に応じて変動）が適用されます。（控除額は収入とみなさないため、その分だけ手元に多くお金が残ります。その他に、新規就労控除、20歳未満控除などがあります。</p>
-----------	---

3 参考資料等

(1) 生活保護法条文抜粋【最終改正：令和6年6月12日号外法律第47号】

生活保護法の条文のうち、この「保護のしおり」内で取扱った条文を抜粋して掲載しています。

(申請保護の原則)
<p>第七条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。</p>
(保護の停止及び廃止)
<p>第二十六条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第二十八条第五項又は第六十二条第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。</p>
(指導及び指示)
<p>第二十七条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。</p> <p>2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。</p> <p>3 第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。</p>
(報告、調査及び検診)
<p>第二十八条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条（第三項を除く。次項及び次条第一項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護</p>



者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

- 2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。
- 3 第一項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 5 保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

(不利益変更の禁止)

第五十六条 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。

(公課禁止)

第五十七条 被保護者は、保護金品及び進学・就職準備給付金を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

(差押禁止)

第五十八条 被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学・就職準備給付金又はこれらを受ける権利を差し押さえられることがない。

(譲渡禁止)

第五十九条 保護又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。

(生活上の義務)

第六十条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

(届出の義務)

第六十一条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつた

とき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

(指示等に従う義務)

第六十二条 被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

2 保護施設を利用する被保護者は、第四十六条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。

3 保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

5 第三項の規定による処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

(費用返還義務)

第六十三条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

(審査庁)

第六十四条 第十九条第四項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分並びに第五十五条の四第二項（第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。第六十六条第一項において同じ。）の規定により市町村長が就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

(再審査請求)

第六十六条 市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分若しくは第十九条第四項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求につ

いての都道府県知事の裁決又は市町村長がした就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する処分若しくは第五十五条の四第二項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

- 2 前条第一項（各号を除く。）の規定は、再審査請求の裁決について準用する。この場合において、同項中「当該審査請求」とあるのは「当該再審査請求」と、「第二十三条」とあるのは「第六十六条第一項において読み替えて準用する同法第二十三条」と、「次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内」とあるのは「七十日以内」と読み替えるものとする。

（審査請求と訴訟との関係）

第六十九条 この法律の規定に基づき保護の実施機関又は支給機関がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（費用等の徴収）

第七十七条の二 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第六十三条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

第七十八条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

（罰則）

第八十五条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

- 2 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。



(2) 生活保護費の支給例

以下の算定例と全く同じ世帯・生活状況であっても、個別の事情（各種加算の有無、収入認定方法の違い等）により同額とならない場合があります。

- ・【生活保護受給者の方へ】自身の世帯の支給額がいくらになるかについては、必ず担当ケースワーカーにご確認ください。
- ・【生活保護を受給していない方へ】上記理由により、生活保護を受給した場合、支給額がどのくらいになるかという質問には答えることができません。

○毎月の定例保護費の算定例（令和7年4月1日現在の基準による）		
★単身世帯（40歳男性）、アパート居住（家賃：40,000円/月）の場合 ・毎月70,000円の給与収入あり		
最低生活費：114,310円 (生活扶助74,310円+住宅扶助40,000円)		
働きの収入（就労収入）：70,000円		
収入認定額 49,600円	基礎控除 (認定除外) 20,400円	↓
収入認定額 49,600円	不足額 64,710円	
収入認定額 49,600円	生活保護費 64,710円	基礎控除 20,400円
最低生活費：114,310円－収入認定額：49,600円＝生活保護費：64,710円 ⇒就労収入（働いたことによる収入）がある場合、基礎控除額分だけ手元に残る金額が多くなります。		
★二人世帯（夫婦：82歳男性、80歳女性）、アパート居住（家賃：60,000円/月）の場合 ・夫婦で毎月100,000円の老齢基礎・厚生年金を受給中		
最低生活費：168,600円 (生活扶助108,600円+住宅扶助60,000円)		
年金収入：100,000円		
収入認定額 100,000円	就労収入でないため、 基礎控除はありません。	↓
収入認定額 100,000円	不足額 68,600円	
収入認定額 100,000円	生活保護費 68,600円	
最低生活費：168,600円－収入認定額：100,000円＝生活保護費：68,600円		



青梅市福祉事務所

- ・開庁日：月～金曜日 ※祝日および年末年始（12/29～1/3）を除く。
- ・開庁時間：8：30～17：00 ※12：00～13：00は除く。
- ・郵便番号：〒198-8701
- ・住所：青梅市東青梅1丁目11番地の1
青梅市役所 生活福祉課（青梅市役所1階17番窓口）
- ・電話番号：0428-22-1111（代表）

- ・あなたの担当ケースワーカーは
保護第 _____ 係 _____ です。
- ・あなたの地区の民生委員は _____ さんです。